

添付書類【配偶者の父母(義父母)】

①収入を確認する書類・②同居を確認できる書類・③社員本人と義父母との続柄を確認できる書類 をそれぞれ添付。

※配偶者の父母(義父母)は、同居が必須です。別居での認定はできません。

※扶養にしたい方の状況によって、別途追加書類が必要になる場合があります。

①収入を確認する書類	
状況	書類
退職	<p>○退職日を確認できるもの(以下のいずれか1点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書【原本】(発行日が退職日以降のもの) ・健康保険資格喪失証明書【原本】(発行日が退職日以降のもの) ・源泉徴収票【写】 ・雇用保険離職票1・2【写】 <p>※当健康保険組合の適用事業所を退職した方は提出不要</p>
失業保険受給終了	<p>○失業保険受給終了日を確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証第1面・第3面【写】 <p>※第3面には必ず「支給終了」の印字がされているのをご確認ください。</p>
申請時現在も 継続して収入がある	<p>○収入額が確認できるもの(以下該当するものは全て)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入 ⇒ 直近3ヶ月分の給与明細書【写】または 給与見込み証明書【原本】 ・年金収入 ⇒ 年金振込通知書【写】または 年金額改定通知書【写】(最新のもの) ・自営業収入 ⇒ 確定申告第1表・第2表【写】及び 収支内訳書【写】 ・その他の収入 ⇒ その収入の分かる書類 <p>※複数の収入がある場合には全ての書類を提出してください。</p> <p>※パート収入等、収入が下がったことによる扶養申請の場合は、収入が下がったときから3ヶ月分の給与明細書【写】が必要となります。</p> <p>ただし、契約変更等で、収入が下がる日付が明確な場合は、雇用契約書【写】や給与見込み証明【原本】にて確認し、認定可能な場合があります。</p>
任意継続被保険者 (本人)である人	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者資格喪失証明書【原本】 <p>※被扶養者として加入していた場合は不要</p>
その他無収入	<p>○無職又は収入のないことが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税(非課税)証明書(市区町村発行) または 所得証明書(市区町村発行) <p>※前年度に収入のあった方は、退職日のわかるものをご提出いただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業を営んでいた方 ⇒ 廃業証明書【原本】 ・無職無収入の理由が病気による方 ⇒ 診断書【写】も一緒に添付

②同居を確認できる書類 ※別居は認定対象外です。	
状況	書類
同居	<p>○同居が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票【原本】(世帯全員が載っていて、続柄等の省略事項のないもの)
<p>※住民票に、他に扶養者と成り得るご家族の記載があった場合、扶養者を確定させるため、その方々全員の収入を確認させて頂く場合があります。</p>	

③その他	
<p>○社員本人と義父母との続柄が分かるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部事項証明書、戸籍謄本(配偶者と義父母) 等 	